

ふなばししこくさいこうりゅうきょうかいきやく 船橋市国際交流協会規約

めい (名まえ)

だい1じょう かい ふなばししこくさいこうりゅうきょうかい きょうかい めい
第1条 この会は、船橋市国際交流協会（これから「協会」）という名まえです。

もくてき (目的)

だい2じょう きょうかい ふなばししめん ひろ こくさいこうりゅうしんぜん
第2条 協会は、船橋市民といっしょに広く国際交流親善についてよくわかり、わ
かりたいと思、そして、自分から船橋市のためにいろいろな交流の仕事をするこ、
船橋市に住んでいる外国人を助ける仕事をするこにより、世界のこをよくわかり、
外国人といっしょに世界に開かれた場所を作るこに努力することを目的とする。

しごと (仕事)

だい3じょう きょうかい だい2じょう もくてき つぎ しごと
第3条 協会は、第2条の目的にむかって次の仕事をする。

- こくさいこうりゅう しごと
(1) 国際交流の仕事をする
- こくさいこうりゅう ひろ
(2) 国際交流を広げる
- こくさいこうりゅう てつだ
(3) 国際交流を手伝う
- こくさいこうりゅう かつどう てつだ そだ
(4) 国際交流のボランティア活動を手伝い、育てる
- ほかひつよう しごと
(5) その他必要な仕事

きょうかい ひと (協会の人)

だい4じょう きょうかい だい2じょう もくてき さんせい つぎ かいいん
第4条 協会には、第2条の目的に賛成する次の会員がいる。

- だんたいかいいん
(1) 団体会員

(2) 個人会員

ア 一般 (おとな)

イ 学生 (高校生以上)

(会員ではなくなる時)

第5条 会員は、次のどれかにあてはまる時は、会員でなくなるものとする。

(1) 協会をやめた時

(2) 死んだ時

(3) 団体会員の団体がなくなった時

(4) 正しい理由がないのに会費を2年以上払わなかったりお願いしても払わなかった時

(5) 協会にとって悪いことをした時

(役員)

第6条 協会に、次の役員を置く

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3、4名

(3) 理事 50名以内 (会長、副会長も入る。)

(4) 監事 2名

2 役員の任期は2年とする。ただし続けてもよい。

3 やめた人のかわりになった役員の任期は、前の人の残りの期間とする。

4 役員は任期が終わった後でも次の人が決まるまでは、その仕事をする。

(役員の選び方)

第7条 会長と副会長は、理事会において選び、総会で賛成をもらうこと。

2 理事は、第14条に書いてある運営会議で選び、総会で賛成をもらうこと。

3 監事は理事会で選ぶ。

(仕事の中身)

第8条 会長は、協会を代表して、会の仕事をまとめ、会議の議長となる。ただ

し、会議で必要なとき、会長は出席者の賛成をもらって他の人を議長にすることができる。

2 会議とは、総会・理事会・運営会議とする。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故があったときは、その仕事を代わりにする。

4 理事は、会の仕事を話し合い、協会の運営をする。

5 監事は、協会の会計をよく見て調べる。

(名誉会長と顧問)

第9条 協会に名誉会長と顧問を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、毎年度1回以上会長が会員を集めて開く。

2 総会は会長が会員を集めて開く。ただし、大きな災害などで集めることができない

ときは、会長とび副会長全員が賛成すれば、集めないで決めることができる。

3 総会で決めること、または賛成をもらうことは次のとおりとする。

(1) 予算と決算

(2) 事業計画と事業報告

(3) 規約の変更

(4) 役員承認

(5) その他、会長が必要と認めたこと

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長と理事がいて、会長が必要なときに集める。

2 理事会で話し合うことは、次のとおりとする。

(1) 協会の運営について

(2) 総会に出すこと

(3) その他、会長が必要と認めたこと

(会議で決めること)

第12条 会議で決めることは、出席者の半分以上で決まり、賛成と反対が同じとき

は議長が決める。

2 第12条の会議とは総会・理事会・運営会議とする。

3 第10条のただし書きにより会議が集められないときは、書いたもの、またはメール

などの通信により賛成か反対を伝えた人を出席者とする。

(部会)

第13条 協会は、第3条に書いてある仕事について、詳しい仕事の仕方を決めるため、
次の部会を置く。

(1) 国際化啓発・広報部会

(2) 交流・相互理解部会

(3) 外国人支援部会

2 部会には、部会長を置く。

3 部会長は、会長が決めたり辞めてもらったりする。

(運営会議)

第14条 協会の運営について話し合うため、協会に運営会議を置く。

2 会議は、会長・副会長・部会長・事務局長と事務局とする。

(経費)

第15条 協会の経費は、次の収入から使う。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

(会費)

第16条 協会の会員は、年会費として次の会費を払う。

(1) 団体・法人会員 1年 一口 10,000円

(2) 個人会員

ア 一般(おとな) 1年 一口 2,000円

イ 学生 1年 一口 1,000円

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算)

第18条 会長は、会計年度が終わったあとで、決算書と事業報告書を作って、監査

に見てもらわなければならない。

(事務局)

第19条 協会の事務をするため、事務局を船橋市役所内に置く。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局長は、会長が決めたり、やめてもらったりする。

(委任)

第20条 この規約に書いてあるもののほか必要なことは、会長が別に決める。

この規約は、令和2年8月17日から使う。